

特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

○ 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）（抄）	1
○ 特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）（抄）	1

○特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）（抄）

（特定家庭用機器）

第一条 特定家庭用機器再商品化法（以下「法」という。）第二条第四項の政令で定める機械器具は、次のとおりとする。

一 ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）

二 テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの

イ ブラウン管式のもの

ロ 液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）及びプラズマ式のもの

三 （略）

四 （略）

○特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 （略）

3 （略）

4 この法律において「特定家庭用機器」とは、一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具その他の機械器具であつて、次の各号のいずれにも該当するものとして、政令で定めるものをいう。

一 市町村等の廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし当該機械器具が廃棄物となつた場合におけるその再商品化等が困難であると認められるもの

二 当該機械器具が廃棄物となつた場合におけるその再商品化等が資源の有効な利用を図る上で特に必要なもののうち、当該再商品化等に係る経済性の面における制約が著しくないと認められるもの

三 当該機械器具の設計又はその部品若しくは原材料の選択が、当該機械器具が廃棄物となつた場合におけるその再商品化等の実施に重要な影響を及ぼすと認められるもの

四 当該機械器具の小売販売（事業者への販売を含み、販売を業として行う者への販売を除く。以下同じ。）を業として行う者がその小売販売した当該機械器具の相当数を配達していることにより、当該機械器具が廃棄物となったものについて当該機械器具の小売販売を業として行う者による円滑な収集を確保できると認められるもの

5
(略)

6
(略)